

インタフェース仕様書(案)都道府県編修正履歴

(内容現在 平成23年11月30日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1	1	ページ番号 1 I. 障害福祉サービス	1	1	ページ番号 1 I. 障害福祉サービス等	1
2	2	ページ番号 2 11. 都道府県は、国保連合会が保有している事業所情報の出力を依頼する。 尚、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動情報、訂正情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。	1	2	ページ番号 2 11. 都道府県は、国保連合会が保有している事業所台帳情報の出力を依頼する。 尚、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動情報、訂正情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。	1
3	3	ページ番号 3 「事業所情報訂正連絡票情報」 「異動・訂正情報台帳登録」 「訂正情報台帳登録」 「事業所情報出力依頼」	1	3	ページ番号 3 受け渡し概要図中の名称変更 「事業所訂正連絡票情報」 「異動・訂正連絡票情報台帳登録」 「訂正連絡票情報台帳登録」 「事業所台帳情報出力依頼」 訂正・台帳出力依頼月の週の記載を第2週以降のみから、 <u>第1週と第2週以降へ分割</u>	1
4	4	ページ番号 4 1. 2. 3 更新結果(出力情報) 項番(1)の内容 事業所異動(訂正)情報(基本情報)の更新結果 項番(2)の内容 事業所異動(訂正)情報(サービス情報)の更新結果 項番(3)の内容 市町村異動(訂正)連絡票情報(基本情報)の更新結果	1	4	ページ番号 4 1. 2. 3 更新結果(出力情報) 項番(1)の内容 事業所異動(訂正)連絡票情報(基本情報)の更新結果情報 項番(2)の内容 事業所異動(訂正)連絡票情報(サービス情報)の更新結果情報 項番(3)の内容 市町村異動(訂正)連絡票情報(基本情報)の更新結果情報	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
5	5	<p>ページ番号 5</p> <p>1. 2. 5 取込エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(1)の内容</p> <p>事業所台帳情報取込時のエラーリスト</p> <p>1. 2. 6 受付点検エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(1)の内容</p> <p>事業所台帳情報受付点検時のエラーリスト(基本情報)</p> <p>項番(2)の内容</p> <p>事業所台帳情報受付点検時のエラーリスト(サービス情報)</p>	1	5	<p>ページ番号 5</p> <p>1. 2. 5 取込エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(1)の内容</p> <p>事業所異動・訂正連絡票情報(基本情報、サービス情報)取込時のエラーリスト</p> <p>1. 2. 6 受付点検エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(1)の内容</p> <p>事業所異動・訂正連絡票情報(基本情報)受付点検時のエラーリスト</p> <p>項番(2)の内容</p> <p>事業所異動・訂正連絡票情報(サービス情報)受付点検時のエラーリスト</p>	1
6	7 13-3 17 23-3 26 32-2 35 41-2	<p>ページ番号 7、13-3、17、23-3、26、32-2、35、41-2</p> <p>※B</p> <p>「インタフェース仕様書 都道府県編 I. 障害福祉サービス 1.2 インタフェース一覧」参照。</p>	8	7 13-3 17 23-3 26 32-2 35 41-2	<p>ページ番号 7、13-3、17、23-3、26、32-2、35、41-2</p> <p>※B</p> <p>「インタフェース仕様書 都道府県編 I. 障害福祉サービス等 1.2 インタフェース一覧」参照。</p>	8

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
7	9 13-2 13-3 19 23-1 23-2 23-3 28 32-1 37 41-1	ページ番号 13-2、23-2 ※2:同一事業所番号、同一サービス種類において複数の指定基準での登録がある場合には、サービス種類毎に「00」～「99」までの番号を指定して登録する。(対象サービス種類:療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助、児童デイサービス、特定旧法指定施設)また、上記以外については「00」を登録する。	11	9 13-2 13-3 19 23-1 23-2 23-3 28 32-1 37 41-1	ページ番号 9 項番22の備考 ※Cを追加 ページ番号 13-2 項番107、108を追加 ページ番号 19、28、37 項番24の備考 ※Cを追加 ページ番号 23-1、32-1、41-1 項番109、110を追加 ページ番号 13-2、23-2 ※2:同一事業所番号、同一サービス種類において複数の指定基準での登録がある場合には、サービス種類毎に「00」～「99」までの番号を指定して登録する。(対象サービス種類:療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助、児童デイサービス(異動年月日の年月が平成24年3月以前の場合)、特定旧法指定施設)また、上記以外については「00」を登録する。 ページ番号 13-2 ※10を13-3頁へ移動。 ページ番号 23-1 ※1を23-2頁へ移動。 ページ番号 23-2 ※16を23-3頁へ移動。 ページ番号 13-3、23-3 ※18、※19を追加。	11

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
8				14 14-1 14-2 14-3 14-4 14-5 14-6 14-7 14-8 14-9 14-10 14-11 14-12 14-13	14-2~14-9頁を14-6頁~14-9頁、14-10頁(ページ追加)~14-13頁(ページ追加)へ移動 14頁、14-1頁を【 <u>異動年月日の年月が平成23年10月~平成24年3月の場合</u> 】として、14-4頁、14-5頁へ移動 14頁を14頁と14-1頁へ分割、14-1頁を14-2頁と14-3頁へ分割し、それぞれ【 <u>異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合</u> 】として内容を変更 サービス種類の削除 <u>23:児童デイ</u> <u>51:相談支援事業</u> サービス種類の追加 <u>52:計画相談支援</u> <u>53:地域移行支援</u> <u>54:地域定着支援</u> 上記、サービス種類の追加に伴い、該当項目欄に「○」を記載	14
9				16 17 18 19 20 21 22 23 23-1 85 86 87 88 89 89-1	ページ番号 16~23、23-1、85~89、89-1 列見出し「必須」を「 <u>必須入力(※1)</u> 」へ変更	15

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
10	49-1	<p>ページ番号49-1</p> <p>1. 国保連合会へ請求書等情報(介護給付費・訓練等給付費等請求書情報、介護給付費・訓練等給付費等明細書情報、特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報、特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報、サービス利用計画作成費請求書情報、利用者負担上限額管理結果票情報、サービス提供実績記録票情報)を、インターネットにて送信する。</p> <p>2. 国保連合会は、受け付けた請求書等情報の受付点検・資格点検・支給量点検を実施後、市町村審査用資料情報を作成し、市町村に提供する。</p>	1	49-1	<p>ページ番号 49-1</p> <p>1. 国保連合会へ請求書等情報(介護給付費・訓練等給付費等請求書情報、介護給付費・訓練等給付費等明細書情報、<u>地域相談支援給付費明細書情報</u>、特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報、特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報、<u>計画相談支援給付費請求書情報</u>、<u>特例計画相談支援給付費請求書情報</u>、利用者負担上限額管理結果票情報(※1)、サービス提供実績記録票情報)を、インターネットにて送信する。</p> <p>2. 国保連合会は、受け付けた請求書等情報の受付点検・資格点検・支給量点検を実施後、市町村審査用資料情報(※2)を作成し、市町村に提供する。</p> <p>備考欄に※1、※2を追加</p>	1
11	49-3	<p>ページ番号 49-3</p> <p>項番(5)の内容 処遇改善助成金請求額がマイナス金額となり事業所からの還付が必要な事業所別過誤調整残高一覧の受給者・サービス別内訳情報</p> <p>項番(8)の内容 処遇改善助成金請求額がマイナス金額となり事業所からの還付が必要な事業所別過誤調整残高一覧の受給者・サービス別内訳</p> <p>項番(10)の内容 都道府県が国保連合会へ納入するための払込請求書内訳表</p>	1	49-3	<p>ページ番号 49-3</p> <p>項番(5)の内容 処遇改善助成金請求額がマイナス金額となり事業所からの還付が必要な事業所別過誤調整残高一覧の受給者・サービス種別内訳情報</p> <p>項番(8)の内容 処遇改善助成金請求額がマイナス金額となり事業所からの還付が必要な事業所別過誤調整残高一覧の受給者・サービス種別内訳</p> <p>項番(10)の内容 <u>障害福祉サービス費等処遇改善助成金払込請求書の内訳表</u></p>	1
12	49-5 49-7 49-9 49-11 49-13	<p>ページ番号 49-5、49-7、49-9、49-11、49-13</p> <p>※B 「インタフェース仕様書 都道府県編 I. 障害福祉サービス 2.2 インタフェース一覧」参照。</p>	5	49-5 49-7 49-9 49-11 49-13	<p>ページ番号 49-5、49-7、49-9、49-11、49-13</p> <p>※B 「インタフェース仕様書 都道府県編 I. 障害福祉サービス等 2.2 インタフェース一覧」参照。</p>	5
13	49-10	<p>ページ番号 49-10</p> <p>障害福祉サービス費等処遇改善助成金決定請求明細表ファイル</p>	1	49-10	<p>ページ番号 49-10</p> <p>障害福祉サービス費等処遇改善助成金決定請求明細表情報ファイル</p>	1
14	50 51 56 57	<p>ページ番号 50、51、56、57</p> <p>「障害児施設」</p>	4	50 51 56 57	<p>ページ番号 50、51、56、57</p> <p>説明文、説明図中の名称変更「障害児支援」</p>	4

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
15	51 53 55	ページ番号 51、53、55 「異動・訂正情報台帳登録」 「訂正情報台帳登録」	3	51 53 55	ページ番号 51、53、55 受け渡し概要図中の名称変更 「異動・訂正連絡票情報台帳登録」 「訂正連絡票情報台帳登録」	3
16				55	ページ番号 55 訂正・台帳出力依頼月の更新結果 提供を、第1週から第2週へ変更	1
17	56	ページ番号 56 1. 1. 4 障害児支援受給者情報と 突合情報受け渡し概要 「受給者台帳」	1	56	ページ番号 56 1. 1. 4 障害児支援受給者情報 突合情報受け渡し概要 備考2の説明文中の名称変更 「 <u>障害児支援</u> 受給者台帳」	1
18	58	ページ番号 58 1. 2. 1 異動情報(入力情報) 項番(1)の情報名 障害児施設受給者異動連絡票情報 (基本情報) 項番(2)の情報名 障害児施設受給者異動連絡票情報 (支給決定情報) 1. 2. 2 訂正情報(入力情報) 項番(1)の情報名 障害児施設受給者訂正連絡票情報 (基本情報) 項番(1)の内容 国保連合会へ登録済みの障害児施 設受給者情報に対する訂正情報 (障害程度区分や利用者負担上限 額、各種減免等の基本情報) 項番(2)の情報名 障害児施設受給者訂正連絡票情報 (支給決定情報)	1	58	ページ番号 58 1. 2. 1 異動情報(入力情報) 項番(1)の情報名 障害児 <u>支援</u> 受給者異動連絡票情 報(基本情報) 項番(2)の情報名 障害児 <u>支援</u> 受給者異動連絡票情 報(支給決定情報) 1. 2. 2 訂正情報(入力情報) 項番(1)の情報名 障害児 <u>支援</u> 受給者訂正連絡票情 報(基本情報) 項番(1)の内容 国保連合会へ登録済みの障害児 <u>支援</u> 受給者情報に対する訂正情報 (利用者負担上限額、各種減免等 の基本情報) 項番(2)の情報名 障害児 <u>支援</u> 受給者訂正連絡票情 報(支給決定情報) 上記項目の内容 文中の「障害児施設」を「 <u>障害児支 援</u> 」へ変更	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
19	59	<p>ページ番号 59</p> <p>1. 2. 3 更新結果(出力情報) 項番(1)の情報名 障害児施設受給者情報更新結果情報(基本情報) 項番(1)の内容 障害児施設受給者異動(訂正)情報の更新結果(障害程度区分や利用者負担上限額、各種減免等の基本情報)</p> <p>項番(2)の情報名 障害児施設受給者情報更新結果情報(支給決定情報) 項番(2)の内容 障害児施設受給者異動(訂正)情報の更新結果(受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報)</p> <p>1. 2. 4 国保連台帳情報(出力情報) 項番(1)の情報名 障害児施設受給者台帳情報(基本情報)</p> <p>項番(2)の情報名 障害児施設受給者台帳情報(支給決定情報)</p> <p>項番(5)の内容 国保連合会保有の共同処理用事業所台帳情報(基本情報)</p> <p>項番(6)の内容 国保連合会保有の共同処理用事業所台帳情報(サービス情報)</p>	1	59	<p>ページ番号 59</p> <p>1. 2. 3 更新結果(出力情報) 項番(1)の情報名 障害児<u>支援</u>受給者情報更新結果情報(基本情報) 項番(1)の内容 障害児<u>支援</u>受給者異動(訂正)情報の更新結果情報(<u>利用者負担上限額</u>、各種減免等の基本情報)</p> <p>項番(2)の情報名 障害児<u>支援</u>受給者情報更新結果情報(支給決定情報) 項番(2)の内容 障害児<u>支援</u>受給者異動(訂正)<u>連絡票</u>情報の更新結果(受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報)</p> <p>1. 2. 4 国保連台帳情報(出力情報) 項番(1)の情報名 障害児<u>支援</u>受給者台帳情報(基本情報)</p> <p>項番(2)の情報名 障害児<u>支援</u>受給者台帳情報(支給決定情報)</p> <p>上記項目の内容 文中の「障害児施設」を「障害児<u>支援</u>」へ変更</p> <p>項番(5)の内容 国保連合会保有の<u>障害児施設</u>台帳情報(基本情報)</p> <p>項番(6)の内容 国保連合会保有の<u>障害児施設</u>台帳情報(サービス情報)</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
20	60	<p>ページ番号 60</p> <p>1. 2. 5 受給者情報突合情報(入力情報) 項番(1)の情報名 障害児施設受給者情報突合情報(基本情報)</p> <p>項番(2)の情報名 障害児施設受給者情報突合情報(支給決定情報)</p>	1	60	<p>ページ番号 60</p> <p>1. 2. 5 受給者情報突合情報(入力情報) 項番(1)の情報名 障害児<u>支援</u>受給者情報突合情報(基本情報)</p> <p>項番(2)の情報名 障害児<u>支援</u>受給者情報突合情報(支給決定情報)</p> <p>上記項目の内容 文中の「障害児施設」を「障害児<u>支援</u>」へ変更</p>	1
21	60	<p>ページ番号 60</p> <p>1. 2. 6 受給者情報突合結果情報(出力情報) 項番(1)の情報名 障害児施設受給者情報突合結果情報(基本情報) 項番(1)の内容 障害児施設受給者情報の突合結果(基本情報)</p> <p>項番(2)の情報名 障害児施設受給者情報突合結果情報(支給決定情報) 項番(2)の内容 障害児施設受給者情報の突合結果(支給決定情報)</p>	1	60	<p>ページ番号 60</p> <p>1. 2. 6 受給者情報突合結果情報(出力情報) 項番(1)の情報名 障害児<u>支援</u>受給者情報突合結果情報(基本情報) 項番(1)の内容 障害児<u>支援</u>受給者情報の突合結果<u>情報</u>(基本情報)</p> <p>項番(2)の情報名 障害児<u>支援</u>受給者情報突合結果情報(支給決定情報) 項番(2)の内容 障害児<u>支援</u>受給者情報の突合結果<u>情報</u>(支給決定情報)</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
22	60	<p>ページ番号60</p> <p>1. 2. 7 取込エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(1)の情報名 障害児施設受給者台帳取込エラーリスト</p> <p>項番(1)の内容 障害児施設受給者情報取込時のエラーリスト</p> <p>項番(2)の内容 都道府県等台帳取込時のエラーリスト</p> <p>項番(3)の内容 障害児施設台帳取込時のエラーリスト</p> <p>項番(4)の情報名 障害児施設受給者台帳突合情報取込エラーリスト</p> <p>項番(4)の内容 障害児施設受給者台帳突合情報取込時のエラーリスト</p>	1	60	<p>ページ番号60</p> <p>1. 2. 7 取込エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(1)の情報名 障害児<u>支援</u>受給者台帳取込エラーリスト</p> <p>項番(1)の内容 障害児<u>支援</u>受給者異動・訂正連絡票情報(基本情報、支給決定情報)取込時のエラーリスト</p> <p>項番(2)の内容 都道府県等異動・訂正連絡票情報(基本情報、独自助成情報)取込時のエラーリスト</p> <p>項番(3)の内容 障害児施設異動・訂正連絡票情報(基本情報、サービス情報)取込時のエラーリスト</p> <p>項番(4)の情報名 障害児<u>支援</u>受給者<u>情報</u>突合情報取込エラーリスト</p> <p>項番(4)の内容 障害児<u>支援</u>受給者<u>情報</u>突合情報(基本情報、支給決定情報)取込時のエラーリスト</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
23	61	<p>ページ番号 61</p> <p>1. 2. 8 受付点検エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(1)の情報名 障害児施設受給者台帳受付点検エラーリスト(基本情報)</p> <p>項番(1)の内容 障害児施設受給者台帳受付点検時のエラーリスト(基本情報)</p> <p>項番(2)の情報名 障害児施設受給者台帳受付点検エラーリスト(支給決定情報)</p> <p>項番(2)の内容 障害児施設受給者台帳受付点検時のエラーリスト(支給決定情報)</p> <p>項番(3)の内容 都道府県等台帳受付点検時のエラーリスト(基本情報)</p> <p>項番(4)の内容 都道府県等台帳受付点検時のエラーリスト(独自助成情報)</p> <p>項番(5)の内容 障害児施設台帳受付点検時のエラーリスト(基本情報)</p> <p>項番(6)の内容 障害児施設台帳受付点検時のエラーリスト(サービス情報)</p> <p>1. 2. 9 未登録確認一覧(出力情報)</p> <p>項番(1)の内容 複数サービスが登録されている施設で、処遇改善が登録されていないサービス情報がある施設の一覧</p>	1	61	<p>ページ番号 61</p> <p>1. 2. 8 受付点検エラーリスト(出力情報)</p> <p>項番(1)の情報名 障害児支援受給者台帳受付点検エラーリスト(基本情報)</p> <p>項番(1)の内容 障害児支援受給者異動・訂正連絡票情報(基本情報)受付点検時のエラーリスト</p> <p>項番(2)の情報名 障害児支援受給者台帳受付点検エラーリスト(支給決定情報)</p> <p>項番(2)の内容 障害児支援受給者異動・訂正連絡票情報(支給決定情報)受付点検時のエラーリスト</p> <p>項番(3)の内容 都道府県等異動・訂正連絡票情報(基本情報)受付点検時のエラーリスト</p> <p>項番(4)の内容 都道府県等異動・訂正連絡票情報(独自助成情報)受付点検時のエラーリスト</p> <p>項番(5)の内容 障害児施設等異動・訂正連絡票情報(基本情報)受付点検時のエラーリスト</p> <p>項番(6)の内容 障害児施設等異動・訂正連絡票情報(サービス情報)受付点検時のエラーリスト</p> <p>1. 2. 9 未登録確認一覧(出力情報)</p> <p>項番(1)の内容 複数サービスが登録されている障害児施設で、処遇改善情報が登録されていないサービス情報がある障害児施設の一覧</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
24	62 63 64	<p>ページ番号 62、63、64 障害児施設受給者異動連絡票情報 (基本情報)</p> <p>※6 児童福祉法第二十四条に基づく給 付率を設定する。</p>	3	<p>62 63 64 64-1</p>	<p>ページ番号 62 障害児支援受給者異動連絡票情 報(基本情報)</p> <p>項番6 <u>政令市市町村番号</u>を追加</p> <p>ページ番号 63 項番13~15 <u>障害程度区分コード、障害程度区 分認定有効期間(開始年月日)、障 害程度区分認定有効期間(終了年 月日)</u>を追加</p> <p>ページ番号 64 項番31~34 <u>障害児相談支援有無、障害児相談 支援事業所番号、障害児相談支援 有効期間(開始年月日)、障害児相 談支援有効期間(終了年月日)</u>を追 加</p> <p>項番39 <u>特定旧法受給者区分(経過措置対 象者)</u>を追加</p> <p><u>64-1頁</u>を追加 項番41、42 <u>介護保険給付対象者有無、重度包 括支援対象者有無</u>を追加</p> <p>上記、項目追加に伴い、<u>既存項目 の項番を変更。</u></p> <p>項番43~45、※1~※7、※B、※ C、※Y、※Z を64頁から64-1頁 へ移動</p> <p>※6 <u>異動年月日の年月が平成24年3 月以前の場合は、児童福祉法第二 十四条の五に基づく給付率(90~ 100の値)</u>を設定する。</p> <p>ページ番号 64-1 <u>※8、※9</u>を追加</p>	4

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
25	64	<p>ページ番号 64 項番27～30に跨る項目名 法第二十四条に基づく給付率情報</p> <p>項番27の項目名 法第二十四条に基づく給付率の適用有無 項番27の内容 法第二十四条(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく給付率の適用有無を設定する 項番27の備考 1:無し 2:有り</p> <p>項番28の項目名 法第二十四条に基づく給付率 項番28のバイト数 3 項番28の内容 法第二十四条(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく給付率を設定する</p> <p>項番29の項目名 法第二十四条に基づく給付率の有効期間(開始年月日) 項番29の内容 法第二十四条に基づく給付率の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する 項番29の備考 ※Y</p> <p>項番30の項目名 法第二十四条に基づく給付率の有効期間(終了年月日) 項番30の内容 法第二十四条に基づく給付率の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する 項番30の備考 ※Y</p>	1	64	<p>ページ番号 64 項番35～38に跨る項目名 <u>給付費等の額の特例情報</u></p> <p>項番35の項目名 <u>都道府県等が定める額の適用有無</u></p> <p>項番35の内容 法第二十四条の<u>五</u>(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく<u>都道府県等が定める額</u>の適用有無を設定する 項番27の備考 1:無し 2:有り ※9</p> <p>項番36の項目名 <u>都道府県等が定める額</u> 項番36のバイト数 <u>6</u> 項番36の内容 法第二十四条の<u>五</u>(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく<u>都道府県等が定める額</u>を設定する</p> <p>項番37の項目名 <u>都道府県等が定める額の有効期間</u> (開始年月日) 項番37の内容 法第二十四条の<u>五</u>に基づく<u>都道府県等が定める額</u>の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する 項番37の備考 ※Y ※9</p> <p>項番38の項目名 <u>都道府県等が定める額の有効期間</u> (終了年月日) 項番38の内容 法第二十四条の<u>五</u>に基づく<u>都道府県等が定める額</u>の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する 項番38の備考 ※Y ※9</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
26	64	ページ番号 64、65、67、68、71、74-1、79、80、82、83、86、89-1、93、94、96、97、100、103-1、107、108、110、111、114、117-1、122、123、127	27	64-1	ページ番号 64-1、65-1、67、68、71、74-2、79-1、80-1、82、83、86、89-2、93-1、94-1、96、97、100、103-2、107-1、108-1、110、111、114、117-2、122、123-1、127-1	27
	65			65-1		
	67			67		
	68			68		
	71			71		
	74-1			74-2		
	79			79-1		
	80			80-1		
	82			82		
	83			83		
	86			86		
	89-1			89-2		
	93			93-1		
	94			94-1		
	96			96		
	97			97		
	100			100		
	103-1			103-2		
	107			107-1		
	108			108-1		
	110	110				
	111	111				
	114	114				
	117-1	117-2				
	122	122				
	123	123-1				
127	127-1					
	※B			※B		
	「インタフェース仕様書 都道府県編 II. 障害児施設給付 1.2 インタフェース一覧」参照。			「インタフェース仕様書 都道府県編 II. 障害児支援 1.2 インタフェース一覧」参照。		

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
27	65	<p>ページ番号 65 障害児施設受給者異動連絡票情報 (支給決定情報)</p> <p>※2 障害児通園施設の相互利用制度により、障害種別の異なる施設を利用する場合、および、知的障害児が盲児・ろうあ児施設を利用する場合に設定する。</p>	1	65 65-1	<p>ページ番号 65 障害児<u>支援</u>受給者異動連絡票情報(支給決定情報)</p> <p>項番6 <u>政令市市町村番号</u>を追加</p> <p>項番9 <u>旧障害程度区分等コード</u>を追加</p> <p>項番11 <u>1回当たりの最大提供量</u>を追加</p> <p>上記、項目追加に伴い、<u>既存項目の項番を変更。</u></p> <p><u>65-1頁</u>を追加 <u>※1、※2、※B、※C、※Y、※Z</u>を65頁から65-1頁へ移動</p> <p>※2 <u>異動年月日の年月が平成24年3月以前の場合、障害児通園施設の相互利用制度により、障害種別の異なる施設を利用する場合、および、知的障害児が盲児・ろうあ児施設を利用する場合に設定する。</u> <u>異動年月日の異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合、“0”または“NULL”を設定する。</u></p> <p>※3を追加</p>	2
28	66	<p>ページ番号66 受給者異動連絡票情報 ファイル構成図</p>	1	66	<p>ページ番号66 障害児<u>支援</u>受給者異動連絡票情報 ファイル構成図</p>	1
29	66 81 95 109 124 129	<p>ページ番号 66、81、95、109、124、129</p> <p>「障害児施設」</p> <p>ページ番号 129 「受給者情報」</p>	6	66 81 95 109 124 129	<p>ページ番号 66、81、95、109、124、129 ファイル構成図中の名称変更「障害児<u>支援</u>」</p> <p>ページ番号 129 「障害児<u>支援</u>受給者情報」</p>	6

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
30	67	<p>ページ番号 67 項番6の備考 ※2</p> <p>項番8の備考 ※3</p> <p>※2 カナ名の設定がない場合にあつては、半角文字のダミーデータ等を設定する。</p> <p>※3 有効開始日は、児童福祉法の障害児施設給付に係わる各種業務を行うものとして、その効力が発生した日付であり、情報の登録(変更)日ではない。仮に市町村の所在地や連絡先等に変更が生じた場合であっても有効開始日に変更はない。</p>	1	67	<p>ページ番号 67 項番6の備考の※2を削除</p> <p>項番8の備考 ※2</p> <p>※2を削除</p> <p>※2 有効開始日は、児童福祉法の障害児支援に係わる各種業務を行うものとして、その効力が発生した日付であり、情報の登録(変更)日ではない。仮に市町村の所在地や連絡先等に変更が生じた場合であっても有効開始日に変更はない。</p>	1
31	68	<p>ページ番号 68</p> <p>項番7の備考 ※2</p> <p>※2 障害児施設給付のサービス種類コードを設定する。</p>	1	68	<p>ページ番号 68 項番6の備考に※Cを追加</p> <p>項番7の備考 ※2 ※C</p> <p>※2 障害児支援のサービス種類コードを設定する。</p>	1
32	69	<p>ページ番号 69 単独都道府県等レコードの編綴(ファイル内の格納順序)</p>	1	69	<p>ページ番号 69 レコードの編綴(ファイル内の格納順序)</p>	1
33				71	<p>ページ番号 71</p> <p>項番19に※2を追加</p> <p>項番21を追加</p> <p>※2、※3を追加</p>	1
34				74-1 74-2	<p>ページ番号 74-1 項番49～項番63を追加</p> <p>74-2頁を追加 項番64、65を追加</p> <p>※1～※7、※B、※C、※Y、※Zを74-1頁から74-2頁へ移動</p> <p>※8～※11を追加</p>	2

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
35				75 75-1 75-2 75-3	<p>75-1頁、75-2頁を75-2頁、75-3頁(ページ追加)へ移動</p> <p>75頁を【異動年月日の年月が平成21年10月～平成24年3月の場合】として、75-1頁へ移動</p> <p>75頁を【異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合】として内容を変更</p> <p>サービス種類の削除</p> <p>11:知的障害児施設 12:第一種自閉症児施設 13:第二種自閉症児施設 21:知的障害児通園施設 31:盲児施設 33:難聴幼児通園施設 41:肢体不自由児(入所)施設 42:肢体不自由児(通所)施設 43:肢体不自由児療護施設 44:肢体不自由児通園施設 45:医療機関(肢体不自由児)施設 51:重心障害児施設 52:医療機関(重心障害児)施設</p> <p>サービス種類の追加</p> <p>55:障害児相談支援 61:児童発達支援 62:医療型児童発達支援 63:放課後等デイサービス 64:保育所等訪問支援 71:障害児入所支援 72:医療型障害児入所支援</p> <p>上記、サービス種類の追加に伴い、該当項目欄に「○」を記載</p>	4
36	76 90 104 118	ページ番号 76、90、104、118 施設情報1件分	4	76 90 104 118	ページ番号 76、90、104、118 ファイル構成図中の説明変更 障害児施設情報1件分	4
37	77	ページ番号 77 障害児施設受給者訂正連絡票情報 (基本情報)	1	77	ページ番号 77 障害児支援受給者訂正連絡票情報 (基本情報)	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
38				77 78 79 79-1 91 92 93 93-1 105 106 107 107-1 125 126 127 127-1	<p>ページ番号 77、91、105、125 項番8 政令市市町村番号を追加</p> <p>ページ番号 78、92、106、126 項番15～17 <u>障害程度区分コード、障害程度区分認定有効期間(開始年月日)、障害程度区分認定有効期間(終了年月日)</u>を追加</p> <p>ページ番号 79、93、107、127 項番33～36 <u>障害児相談支援有無、障害児相談支援事業所番号、障害児相談支援有効期間(開始年月日)、障害児相談支援有効期間(終了年月日)</u>を追加</p> <p>項番41 <u>特定旧法受給者区分(経過措置対象者)</u>を追加</p> <p><u>79-1頁、93-1頁、107-1頁、127-1頁</u>を追加</p> <p>項番43、44 <u>介護保険給付対象者有無、重度包括支援対象者有無</u>を追加</p> <p>上記、項目追加に伴い、<u>既存項目の項番を変更。</u></p> <p>ページ番号 79-1、127-1 <u>※1</u>を79頁から79-1頁へ、127頁から127-1頁へ移動</p> <p>ページ番号 79-1、93-1、107-1、127-1 <u>項番45～47、※B、※C、※Y、※Z</u>を79頁から79-1頁へ、93頁から93-1頁へ、107頁から107-1頁へ、127頁から127-1頁へ移動</p>	16

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
39	79 93 107 127	<p>ページ番号 79、93、107、127 項番29～32に跨る項目名 法第二十四条に基づく給付率情報</p> <p>項番29の項目名 法第二十四条に基づく給付率の適用有無 項番29の内容 法第二十四条(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく給付率の適用有無を設定する</p> <p>項番30の項目名 法第二十四条に基づく給付率 項番30のバイト数 3 項番30の内容 法第二十四条(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく給付率を設定する</p> <p>項番31の項目名 法第二十四条に基づく給付率の有効期間(開始年月日) 項番31の内容 法第二十四条に基づく給付率の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する</p> <p>項番32の項目名 法第二十四条に基づく給付率の有効期間(終了年月日) 項番32の内容 法第二十四条に基づく給付率の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する</p>	4	79 93 107 127	<p>ページ番号 79、93、107、127 項番37～40に跨る項目名 <u>給付費等の額の特例情報</u></p> <p>項番37の項目名 <u>都道府県等が定める額の適用有無</u></p> <p>項番37の内容 法第二十四条の<u>五</u>(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく<u>都道府県等が定める額の適用有無</u>を設定する</p> <p>項番38の項目名 <u>都道府県等が定める額</u> 項番38のバイト数 <u>6</u> 項番38の内容 法第二十四条の<u>五</u>(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく<u>都道府県等が定める額</u>を設定する</p> <p>項番39の項目名 <u>都道府県等が定める額の有効期間</u> (開始年月日) 項番39の内容 法第二十四条の<u>五</u>に基づく<u>都道府県等が定める額の開始年月日</u>(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する</p> <p>項番40の項目名 <u>都道府県等が定める額の有効期間</u> (終了年月日) 項番40の内容 法第二十四条の<u>五</u>に基づく<u>都道府県等が定める額の終了年月日</u>(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する</p>	4
40	80	<p>ページ番号 80 障害児施設受給者訂正連絡票情報 (支給決定情報)</p>	1	80	<p>ページ番号 80 障害児支援受給者訂正連絡票情報 (支給決定情報)</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
41	80 94 108 128	<p>ページ番号 80 ※2 障害児通園施設の相互利用制度により、障害種別の異なる施設を利用する場合、および、知的障害児が盲児・ろうあ児施設を利用する場合に設定する。</p> <p>ページ番号 128 ※B 交換情報識別番号は「1.2 インタフェース一覧」を参照。</p>	4	80 80-1 94 94-1 108 108-1 128 128-1	<p>ページ番号 80、94、108、128 項番8 <u>政令市市町村番号を追加</u></p> <p>項番11 <u>旧障害程度区分等コードを追加</u></p> <p>項番13 <u>1回当たりの最大提供量を追加</u></p> <p>上記、項目追加に伴い、既存項目の項番を変更。</p> <p><u>80-1頁を追加</u> <u>※1を80頁から80-1頁へ移動</u></p> <p><u>94-1頁、108-1頁を追加</u></p> <p>ページ番号 80-1、94-1、108-1、128-1 <u>※B、※C、※Y、※Zを80頁から80-1頁へ、94頁から94-1頁へ、108頁から108-1頁、128頁から128-1頁へ移動</u></p> <p>ページ番号 80-1 ※2 <u>異動年月日の年月が平成24年3月以前の場合、障害児通園施設の相互利用制度により、障害種別の異なる施設を利用する場合、および、知的障害児が盲児・ろうあ児施設を利用する場合に設定する。</u> <u>異動年月日の異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合、“0”または“NULL”を設定する。</u></p> <p>※3を追加</p> <p>ページ番号 128-1 ※B <u>「インタフェース仕様書 都道府県編 II. 障害児支援 1.2 インタフェース一覧」参照。</u></p>	8
42	82	<p>ページ番号 82 項番15の備考 ※2</p> <p>※2 カナ名の設定がない場合にあつては、半角文字のダミーデータ等を設定する。</p>	1	82	<p>ページ番号 82 項番15の備考の※2を削除</p> <p>※2を削除</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
43	84	ページ番号 84 都道府県等訂正連絡票情報	1	84	ページ番号 84 都道府県等訂正連絡票情報	1
44				86 100 114	ページ番号 86 項番21の備考に※2を追加 ページ番号 86、100、114 項番23を追加 ページ番号 86 ※2、※3を追加	3
45				89-1 89-2 103-1 103-2 117-1 117-2	ページ番号 89-1、103-1、117-1 項番51～項番64を追加 89-2頁、103-2頁、117-2頁 を追加 項番65～項番67を追加 ※1～※7、※B、※C、※Y、※Zを 89-1頁から89-2頁へ、103-1 頁から103-2頁へ、117-1頁 から117-2頁へ移動 ページ番号 89-2頁 ※8～※11を追加	6
46	91	ページ番号 91 障害児施設受給者情報更新結果情報(基本情報)	1	91	ページ番号 91 障害児支援受給者情報更新結果情報(基本情報)	1
47	94	ページ番号 94 障害児施設受給者情報更新結果情報(支給決定情報)	1	94	ページ番号 94 障害児支援受給者情報更新結果情報(支給決定情報)	1
48				97 111	ページ番号 97、111 項番8、項番9に※Cを追加	2
49	112	ページ番号 112 単独市町村レコードの編綴(ファイル内の格納順序)	1	112	ページ番号 112 レコードの編綴(ファイル内の格納順序)	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
50	119 120 121	ページ番号 119 障害児施設受給者情報突合情報 (基本情報)	3	119 120 121 121-1	<p>ページ番号 119 障害児支援受給者情報突合情報 (基本情報)</p> <p>項番9 <u>政令市市町村番号</u>を追加</p> <p>ページ番号 120 項番16~18 <u>障害程度区分コード、障害程度区分認定有効期間(開始年月日)、障害程度区分認定有効期間(終了年月日)</u>を追加</p> <p>ページ番号 121 項番34~47 <u>障害児相談支援有無、障害児相談支援事業所番号、障害児相談支援有効期間(開始年月日)、障害児相談支援有効期間(終了年月日)</u>を追加</p> <p>項番42 <u>特定旧法受給者区分(経過措置対象者)</u>を追加</p> <p>ページ番号 121-1頁を追加 項番44、45 <u>介護保険給付対象者有無</u>を追加 <u>重度包括支援対象者有無</u>を追加</p> <p>上記、項目追加に伴い、<u>既存項目の項番</u>を変更。</p>	4

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
51	121 122	<p>ページ番号 121 項番30～33に跨る項目名 法第二十四条に基づく給付率情報</p> <p>項番30の項目名 法第二十四条に基づく給付率の適用有無 項番29の内容 法第二十四条(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく給付率の適用有無を設定する</p> <p>項番31の項目名 法第二十四条に基づく給付率 項番31のバイト数 3 項番31の内容 法第二十四条(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく給付率を設定する</p> <p>項番32の項目名 法第二十四条に基づく給付率の有効期間(開始年月日) 項番32の内容 法第二十四条に基づく給付率の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する</p> <p>項番33の項目名 法第二十四条に基づく給付率の有効期間(終了年月日) 項番33の内容 法第二十四条に基づく給付率の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する</p> <p>ページ番号122 ※2の段落番号 ①突合区分が「1:突合開始終了内の最新情報」の場合 ページ番号 122 ②突合区分が「2:突合開始終了内の全情報」の場合</p>	2	121 121-1 122	<p>ページ番号 121 項番38～41に跨る項目名 <u>給付費等の額の特例情報</u></p> <p>項番38の項目名 <u>都道府県等が定める額の適用有無</u> 項番38の内容 法第二十四条の<u>五</u>(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく<u>都道府県等が定める額の適用有無を設定する</u></p> <p>項番39の項目名 <u>都道府県等が定める額</u> 項番39のバイト数 <u>6</u> 項番39の内容 法第二十四条の<u>五</u>(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情)に基づく<u>都道府県等が定める額を設定する</u></p> <p>項番40の項目名 <u>都道府県等が定める額の有効期間</u> (開始年月日) 項番40の内容 法第二十四条の<u>五</u>に基づく<u>都道府県等が定める額の開始年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する</u></p> <p>項番41の項目名 <u>都道府県が定める額の有効期間</u> (終了年月日) 項番41の内容 法第二十四条の<u>五</u>に基づく<u>都道府県が定める額の終了年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する</u></p> <p><u>項番46～48、※1、※2の(1)を121頁から121-1頁へ移動</u></p> <p>ページ番号121-1 ※2の段落番号変更 <u>(1)突合区分が「1:突合開始終了内の最新情報」の場合</u> ページ番号 122 <u>(2)突合区分が「2:突合開始終了内の全情報」の場合</u> ※Zを追加</p>	3

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
52	123	<p>ページ番号 123 障害児施設受給者情報突合情報 (支給決定情報)</p> <p>※1 必須入力 ◎:必須項目、○:請求 内容により必要、△:任意設定、空 白:不要</p>	1	<p>123 123-1</p>	<p>ページ番号 123 障害児支援受給者台帳情報(支給 決定情報)</p> <p>項番9 <u>政令市市町村番号を追加</u></p> <p>項番12 <u>旧障害程度区分等コードを追加</u></p> <p>項番14 <u>1回当たりの最大提供量を追加</u></p> <p>上記、項目追加に伴い、既存項目 の項番を変更。</p> <p>123-1頁を追加 <u>※1、※B、※C、※Y、※Zを123 頁から123-1頁へ移動</u></p> <p>※1 必須入力 ◎:必須項目、○:<u>パター ン毎に必須</u>、△:任意設定、空白:不 要</p>	2
53	130	<p>ページ番号 130 1.3.7 取込エラーリスト(出力情 報) (1)障害児施設受給者台帳取込エ ラーリスト</p> <p>(4)障害児施設受給者台帳突合情 報取込エラーリスト</p> <p>1.3.8 受付点検エラーリスト(出 力情報) (1)障害児施設受給者台帳受付点 検エラーリスト(基本情報)</p> <p>(2)障害児施設受給者台帳受付点 検エラーリスト(支給決定情報)</p>	1	130	<p>ページ番号 130 1.3.7 取込エラーリスト(出力情 報) (1)障害児支援受給者台帳取込エ ラーリスト</p> <p>(4)障害児支援受給者情報突合情 報取込エラーリスト</p> <p>1.3.8 受付点検エラーリスト(出 力情報) (1)障害児支援受給者台帳受付点 検エラーリスト(基本情報)</p> <p>(2)障害児支援受給者台帳受付点 検エラーリスト(支給決定情報)</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
54	131	<p>ページ番号 131</p> <p>1.国保連合会へ請求書等情報(障害児施設給付費請求書、障害児施設給付費明細書、サービス提供実績記録票、利用者負担上限月額管理票(※1))の磁気データを、インターネットを利用して送信する。</p> <p>2.国保連合会は、受け付けた請求書等情報の受付点検・資格点検・支給量点検を実施後、都道府県等審査用資料(データ)を作成し、都道府県等に提供する。</p> <p>3.都道府県等審査用資料を基に審査を行い、都道府県等審査結果情報(※2)を国保連合会へ提出する。</p> <p>4.国保連合会は受け付けた都道府県等審査結果情報について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は都道府県に取込エラーリスト、受付点検エラーリストを作成し、再提出を依頼する。</p> <p>5.都道府県は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返し返す。)</p> <p>6.都道府県等審査結果情報に基づき都道府県等へ都道府県等請求情報(払込請求書、支払手数料払込請求書、請求額通知書情報、決定請求明細表情報、返戻者一覧)、都道府県助成金請求情報を提供する。</p>	1	131	<p>ページ番号 131</p> <p>1.国保連合会へ請求書等情報(障害児通所給付費・入所給付費等請求書、障害児通所給付費・入所給付費等明細書、サービス提供実績記録票、利用者負担上限額管理結果票(※1))の磁気データを、インターネットを利用して送信する。</p> <p>2.国保連合会は、受け付けた請求書等情報の受付点検・資格点検・支給量点検を実施後、都道府県等審査用資料(※2)を作成し、都道府県等に提供する。</p> <p>3.都道府県等審査用資料を基に審査を行い、都道府県等審査結果情報(※3)を国保連合会へ提出する。</p> <p>4.国保連合会は受け付けた都道府県等審査結果情報について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は都道府県等に取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、再提出を依頼する。</p> <p>5.都道府県等は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返し返す。)</p> <p>6.国保連合会は、受け付けた都道府県等審査結果情報に基づき都道府県等へ都道府県等請求情報(障害児給付費等払込請求書、障害児給付費等払込請求書内訳表、障害児給付費等支払手数料払込請求書、障害児給付費等請求額通知書情報、障害児給付費等決定請求明細表情報、返戻等一覧表)、都道府県助成金請求情報を提供する。また過誤申立書情報の取下げあった場合は、再度、都道府県等審査用資料情報(過誤申立書情報の取下げ分のみ)を提供する。</p> <p>※2を※3へ変更</p> <p>※2を追加</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
55				132	<p>ページ番号 132 受け渡し概要図内に注釈を追加</p> <p>(※):過誤申立書情報の取下があ った場合は、再度、都道府県等審 査用資料情報(過誤申立書情報の 取下分のみ)を提供する。</p>	1
56	133	<p>ページ番号 133</p> <p>4.過誤申立書情報に基づき過誤調 整を行い、都道府県等へ過誤決定 通知書情報(都道府県等)を提供す る。※備考参照</p> <p>備考 ※ 提出された過誤申立書情報を基 にして、当該サービスの情報を給付 実績から参照する。</p>	1	133	<p>ページ番号 133</p> <p>4.過誤申立書情報に基づき過誤調 整を行い、都道府県等へ過誤決定 通知書情報(都道府県等)を提供す る。(※1)</p> <p>備考 ※1: 提出された過誤申立書情報 を基にして、当該サービスの情報を 給付実績から参照する。</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
57	135	<p>ページ番号135</p> <p>2.2.1 都道府県等審査用資料情報(出力情報)</p> <p>項番(1)の内容</p> <p>事務点検の結果情報</p> <p>項番(2)の情報名</p> <p>点検済障害児施設給付費請求書情報</p> <p>項番(2)の内容</p> <p>障害児施設から障害児施設給付費の請求を行う際に提出する障害児施設単位の集計情報</p> <p>項番(3)の内容</p> <p>障害児施設等から障害児施設給付費請求を行う際に提出する障害児施設単位、利用者単位の集計情報</p> <p>項番(4)の内容</p> <p>点検済みの請求明細書情報</p> <p>項番(5)の内容</p> <p>エラー対象者の一覧表</p> <p>項番(6)の内容</p> <p>警告対象者の一覧表</p> <p>項番(7)の内容</p> <p>支給量をオーバー者のリスト</p> <p>2.2.2 都道府県等審査結果資料情報(入力情報)</p> <p>項番(1)の内容</p> <p>都道府県等審査の結果情報</p>	1	135	<p>ページ番号 135</p> <p>2.2.1 都道府県等審査用資料情報(出力情報)</p> <p>項番(1)の内容</p> <p><u>全体の正常・警告・エラー一件数等の結果情報</u></p> <p>項番(2)の情報名</p> <p>点検済障害児通所給付費・入所給付費等請求書情報</p> <p>項番(2)の内容</p> <p><u>点検結果を付加した障害児通所給付費・入所給付費等請求書情報</u></p> <p>項番(3)の内容</p> <p><u>点検結果を付加した明細書等情報</u></p> <p>項番(4)の内容</p> <p><u>全体の正常・警告・エラー一件数等の結果票</u></p> <p>項番(5)の内容</p> <p>エラー対象者の<u>エラー内容</u>一覧表</p> <p>項番(6)の内容</p> <p>警告対象者の<u>警告</u>一覧表</p> <p>項番(7)の内容</p> <p><u>決定支給量を超過している対象者</u>一覧表</p> <p>2.2.2 都道府県等審査結果資料情報(入力情報)</p> <p>項番(1)の内容</p> <p><u>事務点検結果票情報に審査結果を付加した結果情報</u></p>	1
58	136	<p>ページ番号 136</p> <p>「障害児施設給付費」</p> <p>項番(2)の内容</p> <p>都道府県等が国保連合会へ納入するための払込請求書内訳表</p> <p>項番(6)の内容</p> <p>返戻対象者の一覧表</p>	1	136	<p>ページ番号 136</p> <p>情報名の変更</p> <p>「障害児給付費」</p> <p>ページ番号136</p> <p>項番(2)の内容</p> <p><u>障害児給付費等払込請求書の内訳表</u></p> <p>項番(6)の内容</p> <p>返戻対象者、<u>返戻要因</u>の一覧表</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
59	136-1	<p>ページ番号 136-1</p> <p>「障害児施設給付費」</p> <p>2.2.4 都道府県助成金請求情報 (出力情報) 項番(3)の内容 処遇改善助成金請求額がマイナス 金額となり事業所からの還付が必 要な事業所別過誤調整残高一覧の 受給者・サービス別内訳情報</p> <p>項番(6)の内容 処遇改善助成金請求額がマイナス 金額となり事業所からの還付が必 要な事業所別過誤調整残高一覧の 受給者・サービス別内訳</p> <p>項番(8)の内容 都道府県が国保連合会へ納入する ための払込請求書内訳表</p> <p>2.2.5 過誤申立情報(入力情報)</p> <p>項番(1)の内容 過誤を申し立てるための理由と対象 となる給付実績を特定するための 情報を記載した情報</p>	1	136-1	<p>ページ番号 136-1</p> <p>情報名の変更 「障害児給付費」</p> <p>2.2.4 都道府県助成金請求情 報(出力情報) 項番(3)の内容 処遇改善助成金請求額がマイナス 金額となり事業所からの還付が必 要な事業所別過誤調整残高一覧の 受給者・サービス種類別内訳情報</p> <p>項番(6)の内容 処遇改善助成金請求額がマイナス 金額となり事業所からの還付が必 要な事業所別過誤調整残高一覧の 受給者・サービス種類別内訳</p> <p>項番(8)の内容 <u>障害児給付費等処遇改善助成金 払込請求書の内訳表</u></p> <p>2.2.5 過誤申立情報(入力情 報) 項番(1)の内容 過誤を申し立てるための理由と対象 となる給付実績を特定するための 情報を記載した情報</p>	1
60	138 139	<p>ページ番号 138、139</p> <p>項番13の項目名 高額障害福祉サービス費</p> <p>ページ番号138</p> <p>項番14の内容 審査年月日(西暦年月日 (YYYYMMDD))を設定する</p>	2	138 139	<p>ページ番号 138、139</p> <p>項番13の項目名 高額障害児通所給付費</p> <p>ページ番号138</p> <p>項番14の内容 都道府県等審査年月日(西暦年月 日(YYYYMMDD))を設定する</p>	2
61	138 139 142 149 151 163 164 165 168 170 172-1 172-3 172-5 173	<p>ページ番号 138、139、142、14 9、151、163、164、165、168、 170、172-1、172-3、172- 5、173</p> <p>※B 「インタフェース仕様書 都道府県編 Ⅱ. 障害児施設給付 2.2 インタフェ ース一覧」参照。</p>	14	138 139 142 149 151 163 164 165 168 170 172-1 172-3 172-5 173	<p>ページ番号 138、139、142、1 49、151、163、164、165、16 8、170、172-1、172-3、17 2-5、173</p> <p>※B 「インタフェース仕様書 都道府県 編 Ⅱ. 障害児支援 2.2 インタフェ ース一覧」参照。</p>	14

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
62	141	<p>ページ番号 141 (2) 点検済障害児施設給付費請求書情報</p> <p>障害児施設給付費の点検済請求書情報は以下のレコードの組み合わせにより構成される。</p> <p>項番7～13に跨る項目名 小計 障害児施設給付費</p>	1	141	<p>ページ番号 141 (2) 点検済障害児<u>通所給付費・入所給付費等</u>請求書情報</p> <p>障害児<u>入所給付費</u>の点検済請求書情報は以下のレコードの組み合わせにより構成される。</p> <p>項番7～13に跨る項目名 小計 障害児給付費・<u>特例障害児通所給付費</u></p>	1
63	142	<p>ページ番号 142 項番14～16に跨る項目名 小計 特定入所障害児食費等給付費</p>	1	142	<p>ページ番号 142 項番14～16に跨る項目名 小計 特定入所障害児食費等給付費・<u>高額障害児通所給付費</u></p>	1
64	143	<p>ページ番号 143 項番5の内容 1:障害児施設給付費 2:特定入所障害児食費等給付費 3:処遇改善助成金</p>	1	143	<p>ページ番号 143 項番5の内容 1:障害児<u>入所給付費</u> 2:特定入所障害児食費等給付費 3:処遇改善助成金</p>	1
65	144	<p>ページ番号 144</p> <p>点検済障害児施設給付費情報ファイル</p> <p>点検済障害児施設給付費・訓練等給付費請求書情報(基本情報レコード)</p> <p>点検済障害児施設給付費・訓練等給付費請求書情報(明細情報レコード)</p>	1	144	<p>ページ番号 144</p> <p>ファイル構成図中の名称変更 点検済障害児<u>通所給付費・入所給付費等</u>請求書情報</p> <p>点検済障害児<u>通所給付費・入所給付費等</u>請求書情報(基本情報)レコード</p> <p>点検済障害児<u>通所給付費・入所給付費等</u>請求書情報(明細情報)レコード</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
66	145	<p>ページ番号 145 障害児施設給付費等の点検済明細書情報は以下のレコードの組み合わせにより構成される。</p> <p>1:点検済み明細書(基本情報レコード)</p> <p>2:点検済明細書情報(日数情報レコード(複数レコード))</p> <p>3:点検済明細書情報(明細情報レコード(複数レコード))</p> <p>4:点検済明細書情報(集計情報レコード(複数レコード))</p> <p>5:点検済サービス提供実績記録票情報基本情報レコード</p> <p>6:点検済サービス提供実績記録票情報明細情報レコード</p> <p>7:点検済利用者負担上限額管理結果票(基本情報レコード)</p> <p>8:点検済利用者負担上限額管理結果票(明細情報レコード(複数レコード))</p>	1	145	<p>ページ番号 145 障害児入所給付費等の点検済明細書情報は以下のレコードの組み合わせにより構成される。</p> <p>情報名の変更 「障害児施設給付費明細書情報」を「障害児通所給付費・入所給付費等明細書情報」へ変更</p> <p>1:基本情報レコード</p> <p>2:日数情報レコード(複数レコード)</p> <p>3:明細情報レコード(複数レコード)</p> <p>4:集計情報レコード(複数レコード)</p> <p>5:点検済サービス提供実績記録票情報 基本情報レコード</p> <p>6:点検済サービス提供実績記録票情報 明細情報レコード(複数レコード)</p> <p>7:点検済利用者負担上限額管理結果票情報 基本情報レコード</p> <p>8:点検済利用者負担上限額管理結果票情報 明細情報レコード(複数レコード)</p>	1
67	146	<p>ページ番号 146 障害児施設給付</p>	1	146	<p>ページ番号 146 障害児支援</p> <p>145頁と同様にレコード名称を変更 入力識別番号一覧 項番1の情報名に「※サービス提供年月が平成24年3月まで使用」を追加</p> <p>項番2として入力識別番号K122の記載を追加 上記、記載追加に伴い、<u>既存項目の項番を変更。</u></p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
68	147	ページ番号147 項番12の項目名 施設給付決定保護者氏名カナ 項番12の内容 施設給付決定保護者カナ氏名 項番13の項目名 施設給付決定に係る障害児氏名カナ 項番13の内容 施設給付決定に係る障害児カナ氏名	1	147	ページ番号147 項番12の項目名 <u>給付決定保護者氏名カナ</u> 項番12の内容 <u>給付決定保護者カナ氏名</u> 項番13の項目名 <u>給付決定に係る障害児氏名カナ</u> 項番13の内容 <u>給付決定に係る障害児カナ氏名</u>	1
69	148 149	ページ番号 148 項番19の備考 ※C 項番20の備考 ※3 項番26の内容 利用者負担上限月額と給付率に基づき利用者負担額のうち少ないほうを設定する 項番33の項目名 高額障害福祉サービス費	2	148 149	ページ番号 148 項番19の備考 ※C <u>※4</u> 項番20の備考 ※3 <u>※4</u> 項番21の備考に <u>※4</u> を追加 項番26の内容 <u>上限月額調整(①②の内少ない数)の合計を設定する</u> 項番33の項目名 <u>高額障害児通所給付費</u> 項番35を149頁から148頁へ移動 ページ番号 149 <u>※4</u> を追加	2
70	149 150 151 153 159 163 164 165 170	ページ番号 149、150、151、153、159、163、164、165、170 ※2 「2.3.1(3)入力識別番号一覧」参照。	9	149 150 151 153 159 163 164 165 170	ページ番号 149、150、151、153、159、163、164、165、170 ※2 <u>「インタフェース仕様書 都道府県編 II. 障害児支援 2.3.1(3)入力識別番号一覧」参照。</u>	9
71	150	ページ番号 150 ※B 交換情報識別番号は「2.2 インタフェース一覧」を参照。	1	150	ページ番号 150 ※B <u>「インタフェース仕様書 都道府県編 II. 障害児支援 2.2 インタフェース一覧」参照。</u>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
72	152 153	<p>ページ番号 152 項番14の内容 給付率を設定する</p> <p>項番16の項目名 給付率に基づく請求額</p> <p>項番16の内容 総費用額×給付率／100</p> <p>項番17の項目名 給付率に基づく利用者負担額②</p> <p>項番17の内容 総費用額－給付率に基づく請求額</p> <p>項番18の内容 利用者負担上限月額と給付率に基づき利用者負担額のうち少ないほうを設定する</p> <p>ページ番号 153</p> <p>項番25の項目名 高額障害福祉サービス費</p>	2	152 153	<p>ページ番号 152 項番14の内容 0を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前:給付率を設定する)</p> <p>項番16の項目名 1割相当額(サービス提供年月が平成24年3月以前:給付率に基づく請求額)</p> <p>項番16の内容 総費用額の1割に相当する額を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前:総費用額×給付率／100)</p> <p>項番17の項目名 利用者負担額②(サービス提供年月が平成24年3月以前:給付率に基づく利用者負担額②)</p> <p>項番17の内容 1割相当額を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前:総費用額－給付率に基づく請求額)</p> <p>項番17の備考 ※6</p> <p>項番18の内容 利用者負担上限月額と利用者負担額②のうち少ないほうを設定する</p> <p>項番19、20を152頁から153頁へ移動</p> <p>ページ番号 153 項番22の備考に※7を追加</p> <p>項番25の項目名 高額障害児通所給付費</p>	2

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
73	153-1 153-2	<p>ページ番号 153-1</p> <p>【サービス提供年月が平成21年10月以降の場合】</p>	2	153-1 153-2 153-3	<p>ページ番号 153-1</p> <p>※3に 【サービス提供年月が平成24年4月以降の場合】の記載を追加</p> <p>【サービス提供年月が平成21年10月以降、平成24年3月以前の場合】</p> <p>ページ番号 153-2 【サービス提供年月が平成21年4月以降9月以前の場合】を153-1頁から153-2頁へ移動</p> <p>153-3頁を追加 ※4、※5、※B、※C、※Y、※Zを153-2頁から153-3頁へ移動</p> <p>※6、※7を追加</p>	3
74	154 155 156 157 158 159	<p>ページ番号 156</p> <p>項番36の内容 家庭連携加算のサービス提供回数を設定</p> <p>ページ番号 159</p> <p>※3:「インタフェース仕様書 サービス事業所編 2. 1. 3. 5 サービス提供実績記録票情報 (2)様式と様式種別番号の対応」参照。</p> <p>項番37の内容 家庭連携加算の算定回数を設定</p>	6	154 155 156 157 158 159	<p>ページ番号 154~159</p> <p>出力対象項目の「H21/4 以降」を「H21/4~H24/3」へ変更し、「H24/4以降」の欄を追加</p> <p>ページ番号 156</p> <p>項番36の内容 家庭連携加算、または家庭療育指導加算のサービス提供回数を設定</p> <p>ページ番号 159</p> <p>※3:「インタフェース仕様書 サービス事業所編 2. 1. 3. 5 サービス提供実績記録票情報 (4)様式と様式種別番号の対応」参照。</p> <p>項番37の内容 家庭連携加算、または家庭療育指導加算の算定回数を設定</p>	6

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
75	160 161 162 163	<p>ページ番号 160～163 ⑥ 点検済サービス提供実績記録 表情報（明細情報）レコード</p> <p>ページ番号 161 項番24の内容 実際に支援に要した時間数を設定 （整数部 2 桁＋小数部 2 桁を設定、 例：1. 5時間→0150（または15 0））</p> <p>ページ番号 163 ※3：「インタフェース仕様書 サービス 事業所編 2. 1. 3. 5 サービス 提供実績記録票情報（3）様式と 様式種別番号の対応」参照。</p> <p>項番25の内容 算定する時間数を設定（整数）</p>	4	160 161 162 163	<p>ページ番号 160～163 ⑥ 点検済サービス提供実績記録 表情報 <u>明細情報レコード（複数レ コード）</u></p> <p>出力対象項目の「H21/4 以降」を 「H21/4～H24/3」へ変更し、「<u>H24/4 以降</u>」の欄を追加</p> <p>ページ番号 161 項番24の内容 <u>家庭連携加算、または家庭療育指 導加算に関して、実際に支援に要 した時間数を設定（整数部 2 桁＋小 数部 2 桁を設定、例：1. 5時間→0 150（または150））</u></p> <p>ページ番号 163 ※3：「インタフェース仕様書 サービス 事業所編 2. 1. 3. 5 サービス 提供実績記録票情報（4）様式 と様式種別番号の対応」参照。</p> <p>項番25の内容 <u>家庭連携加算、または家庭療育指 導加算に関して、算定する時間数 を設定（整数）</u></p>	4
76	164	<p>ページ番号 164 ⑦ 点検済利用者負担上限額管理 結果票（基本情報レコード）</p>	1	164	<p>ページ番号 164 ⑦ 点検済利用者負担上限額管理 結果票情報 <u>基本情報レコード</u></p>	1
77	165	<p>ページ番号 165 ⑧ 点検済利用者負担上限額管理 結果票（明細情報レコード）</p>	1	165	<p>ページ番号 165 ⑧ 点検済利用者負担上限額管理 結果票情報 <u>明細情報レコード（複 数レコード）</u></p>	1
78	166	<p>ページ番号 166</p> <p>点検済明細書情報（基本情報）レコ ード</p> <p>点検済明細書情報（日数情報）レコ ード</p> <p>点検済明細書情報（明細情報）レコ ード</p> <p>点検済明細書情報（集計情報）レコ ード</p> <p>サービス提供実績</p>	1	166	<p>ページ番号 166 ファイル構成図中の名称変更 <u>基本情報レコード</u></p> <p><u>日数情報レコード</u></p> <p><u>明細情報レコード</u></p> <p><u>集計情報レコード</u></p> <p>点検済サービス提供実績</p>	1
79	168	<p>ページ番号 168 項番13の項目名 高額障害福祉サービス費</p>	1	168	<p>ページ番号 168 項番13の項目名 高額障害児通所給付費</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
80	169	ページ番号 169 審査結果資料情報 ファイル構成図	1	169	ページ番号 169 審査結果票情報 ファイル構成図	1
81				170	ページ番号 170 審査結果一覧情報作成対象レコード 項番1の情報名に「※サービス提供年月が平成24年3月まで使用」を追加 項番2として入力識別番号K122の記載を追加	1
82	172 172-7	ページ番号 172、172-7 「障害児施設給付費」 ページ番号 172-7 (8) 障害児施設給付費等処遇改善助成金払込請求書内訳表情報(帳票)	2	172 172-7	ページ番号 172、172-7 情報名の変更 「障害児給付費」 ページ番号 172-7 (8) 障害児施設給付費等処遇改善助成金払込請求書内訳表(帳票)	2
83	172-1	ページ番号 172-1 (1) 障害児施設給付費等処遇改善助成金決定請求明細表情報	1	172-1	ページ番号 172-1 (1) 障害児給付費等処遇改善助成金決定請求明細表情報	1
84	172-2 172-6	ページ番号 172-2、172-6 「障害児施設給付費」	2	172-2 172-6	ページ番号 172-2、172-6 ファイル構成図中の名称変更 「障害児給付費」	2
85	172-5	ページ番号 172-5 (3) 障害児施設給付費等処遇改善助成金未調整事業所一覧情報	1	172-5	ページ番号 172-5 (3) 障害児給付費等処遇改善助成金未調整事業所一覧情報	1
86	173	ページ番号 173 2. 3. 5 過誤申立情報(入力情報) (1) 過誤申立情報 ◆過誤申立事由コード構成は、以下のとおり。 属性: 英数、バイト: 4桁(上2桁: 様式番号、下2桁: 申立理由番号) 様式番号(上2桁) 40: 障害児施設給付費明細書(様式第二)	1	173	ページ番号 173 2. 3. 5 過誤申立書情報(入力情報) (1) 過誤申立書情報 (1)過誤申立事由コード構成(上2桁: 様式番号、下2桁: 申立理由番号)は、以下のとおり。 上記に続く◆を(2)~(4)へ変更 様式番号(上2桁) 40: 障害児施設給付費明細書(様式第二) (サービス提供年月が平成24年3月まで使用) 41: 障害児通所給付費・入所給付費等明細書(様式第四)(サービス提供年月が平成24年4月以降使用) ※B、※C、※Y、※Zを上記(4)の下段へ移動	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
87	176 177 178 179	ページ番号 176、177、178、179 「高額障害児施設給付費」	4	176 177 178 179	ページ番号 176、177、178、179 説明文、説明図中の名称変更 「高額障害児給付費」	4
88	176	ページ番号 176 4. 異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を都道府県等に発送する。 9. 都道府県等は、国保連合会が保有している世帯等情報の出力を依頼する。 なお、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。	1	176	ページ番号 176 4. 異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を都道府県等に提供する。 9. 都道府県等は、国保連合会が保有している高額障害児給付費世帯等台帳情報の出力を依頼する。 なお、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動連絡票情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。	1
89	177 179 181	ページ番号 177、179、181 「異動・訂正情報台帳登録」 「更新結果発送」 「訂正情報台帳登録」 ページ番号 177 「高額障害児施設給付費世帯等台帳情報発送」 ページ番号179 「高額障害児施設給付費都道府県等情報発送」 ページ番号 181 「事業所情報出力依頼」	3	177 179 181	ページ番号 177、179、181 受け渡し概要図中の名称変更 「異動・訂正連絡票情報台帳登録」 「更新結果提供」 「訂正連絡票情報台帳登録」 ページ番号 177 「高額障害児給付費世帯等台帳情報提供」 ページ番号179 「高額障害児給付費都道府県等情報提供」 ページ番号 181 「事業所台帳情報出力依頼」	3
90	178	ページ番号 178 4. 異動・訂正連絡票情報により、都道府県等情報台帳を更新した結果を都道府県等に発送する。 8. 訂正情報により、台帳を更新した結果を都道府県等に発送する。 9. 都道府県等は、国保連合会が保有している都道府県等情報の出力を依頼する。 尚、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。 10. 都道府県等からの出力依頼により、都道府県等台帳の内容を出力し、送付する。	1	178	ページ番号 178 4. 異動・訂正連絡票情報により、都道府県等情報台帳を更新した結果を都道府県等に提供する。 8. 訂正情報により、台帳を更新した結果を都道府県等に提供する。 9. 都道府県等は、国保連合会が保有している高額障害児給付費都道府県等台帳の出力を依頼する。 尚、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。 10. 都道府県等からの出力依頼により、高額障害児給付費都道府県等台帳の内容を出力し、送付する。	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
91	182	<p>ページ番号182</p> <p>1. 2. 1 異動情報(入力情報) 項番(1)の情報名 高額障害児施設給付費世帯等異動 連絡票情報 項番(1)の内容 高額障害児施設給付費の受給者 の漢字氏名・住所・世帯集約番号等 の世帯の異動情報</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児施設給付費都道府県等 異動連絡票情報</p> <p>1. 2. 2 訂正情報(入力情報) 項番(1)の情報名 高額障害児施設給付費世帯等訂正 連絡票情報 項番(1)の内容 高額障害児施設給付費の受給者 の漢字氏名・住所・世帯集約番号等 の世帯の訂正情報</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児施設給付費都道府県等 訂正連絡票情報</p>	1	182	<p>ページ番号182</p> <p>1. 2. 1 異動情報(入力情報) 項番(1)の情報名 高額障害児給付費世帯等異動連 絡票情報 項番(1)の内容 高額障害児給付費の受給者の 漢字氏名・住所・世帯集約番号等 の世帯の異動情報</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児給付費都道府県等異 動連絡票情報</p> <p>1. 2. 2 訂正情報(入力情報) 項番(1)の情報名 高額障害児給付費世帯等訂正連 絡票情報 項番(1)の内容 高額障害児給付費の受給者の 漢字氏名・住所・世帯集約番号等 の世帯の訂正情報</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児給付費都道府県等訂 正連絡票情報</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
92	183	<p>ページ番号 183</p> <p>1. 2. 3 更新結果(出力情報) 項番(1)の情報名 高額障害児施設給付費世帯等情報 更新結果情報 項番(1)の内容 高額障害児施設給付費の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の更新情報</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児施設給付費都道府県等 情報更新結果情報</p> <p>項番(3)の内容 事業所異動(訂正)情報(基本情報) の更新結果</p> <p>項番(4)の内容 事業所異動(訂正)情報(サービス 情報)の更新結果</p> <p>1. 2. 4 国保連台帳(出力情報) 項番(1)の情報名 高額障害児施設給付費世帯等台帳 情報 項番(1)の内容 高額障害児施設給付費の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の台帳情報</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児施設給付費都道府県等 台帳情報</p>	1	183	<p>ページ番号 183</p> <p>1. 2. 3 更新結果(出力情報) 項番(1)の情報名 高額障害児給付費世帯等情報更新 結果情報 項番(1)の内容 高額障害児給付費の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の更新情報</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児給付費都道府県等情 報更新結果情報</p> <p>項番(3)の内容 事業所異動(訂正)連絡票情報(基 本情報)の更新結果情報</p> <p>項番(4)の内容 事業所異動(訂正)連絡票情報(サ ービス情報)の更新結果情報</p> <p>1. 2. 4 国保連台帳(出力情報) 項番(1)の情報名 高額障害児給付費世帯等台帳情 報 項番(1)の内容 高額障害児給付費の受給者の漢字氏名・住所・世帯集約番号等の世帯の台帳情報</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児給付費都道府県等台 帳情報</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
93	183 184	<p>ページ番号183</p> <p>1. 2. 5 取込エラーリスト 項番(1)の情報名 高額障害児施設給付費世帯等台帳 情報取込エラーリスト 項番(1)の内容 高額障害児施設給付費世帯等台帳 情報取込時のエラーリスト</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児施設給付費都道府県等 台帳取込エラーリスト 項番(2)の内容 高額障害児施設給付費都道府県等 台帳取込時のエラーリス</p>	2	183 184	<p>ページ番号183</p> <p>1. 2. 5 取込エラーリスト 項番(1)の情報名 高額障害児給付費世帯等台帳情 報取込エラーリスト 項番(1)の内容 高額障害児給付費世帯等台帳情 報取込時のエラーリスト</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児給付費都道府県等台 帳取込エラーリスト 項番(2)の内容 高額障害児給付費都道府県等台 帳取込時のエラーリスト</p>	2
		<p>ページ番号184</p> <p>1. 2. 6 受付点検エラーリスト(出 力情報) 項番(1)の情報名 高額障害児施設給付費世帯等台帳 受付点検エラーリスト 項番(1)の内容 高額障害児施設給付費世帯等台帳 受付点検時のエラーリスト</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児施設給付費都道府県等 台帳受付点検エラーリスト 項番(2)の内容 高額障害児施設給付費都道府県等 台帳受付点検時のエラーリスト</p>			<p>ページ番号184</p> <p>1. 2. 6 受付点検エラーリスト(出 力情報) 項番(1)の情報名 高額障害児給付費世帯等台帳受 付点検エラーリスト 項番(1)の内容 高額障害児給付費世帯等台帳受 付点検時のエラーリスト</p> <p>項番(2)の情報名 高額障害児給付費都道府県等台 帳受付点検エラーリスト 項番(2)の内容 高額障害児給付費都道府県等台 帳受付点検時のエラーリスト</p>	
94	185	<p>ページ番号 185</p> <p>(1) 高額障害児施設給付費世帯 等異動連絡票情報</p>	1	185	<p>ページ番号 185</p> <p>(1) 高額障害児給付費世帯等異 動連絡票情報</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
95	186	<p>ページ番号 186</p> <p>※2 受給者台帳が終了している場合、高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報、高額障害児施設給付費世帯等異動連絡票情報も終了していると判断されるため、“終了”を設けていない。</p> <p>※3の(2) 市町村・都道府県が、高額障害福祉サービス費・高額障害児施設給付費の支払を国保連合会に委託する場合、市町村は、受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報)に加え、高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報を国保連合会に提出する必要がある。 また、都道府県は、障害児施設受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報)に加え、高額障害児施設給付費世帯等異動連絡票情報を国保連合会に提出する必要がある。 なお、高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報と高額障害児施設給付費世帯等異動連絡票情報には、高額計算の世帯合算で使用する「世帯集約番号」を設定する必要がある。</p>	1	186	<p>ページ番号 186</p> <p>※2 受給者台帳が終了している場合、高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報、高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報も終了していると判断されるため、“終了”を設けていない。</p> <p>※3の(2) 市町村・都道府県が、高額障害福祉サービス費・高額障害児通所給付費・<u>高額障害児入所給付費</u>の支払を国保連合会に委託する場合、市町村は、受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報)に加え、高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報を国保連合会に提出する必要がある。 また、都道府県は、障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報)に加え、高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報を国保連合会に提出する必要がある。 なお、高額障害福祉サービス費世帯等異動連絡票情報と高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報には、高額計算の世帯合算で使用する「世帯集約番号」を設定する必要がある。</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
96	187	<p>ページ番号 187 <3人世帯の場合の例> C子さん(子):障害児施設を11月に支給決定</p> <p>①市町村は、A・Bさんの支給決定を行う際、世帯に障害児施設の受給者がいるか確認する。既に受給している場合は、都道府県に「世帯集約番号」の確認を行い、障害児施設給付受給者に付番した「世帯集約番号」をA・Bさんに付番する。</p> <p>⑤都道府県より、11月異動分(Cさん)の障害児施設受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報)と高額障害児施設給付費世帯等異動連絡票情報を国保連合会に提出する(この時Cさんの世帯集約番号は一致している)。</p> <p>⑥国保連合会では、1月に高額計算を行い、A・B・Cさんにお知らせ等を市町村に提供する。(この世帯の場合、市町村で高額障害福祉サービス費と高額障害児施設給付費の申請受付を行うため)</p>	1	187	<p>ページ番号 187 <3人世帯の場合の例> C子さん(子):<u>障害児入所支援</u>を11月に支給決定</p> <p>①市町村は、A・Bさんの支給決定を行う際、世帯に障害児入所支援の受給者がいるか確認する。既に受給している場合は、都道府県に「世帯集約番号」の確認を行い、障害児入所支援受給者に付番した「世帯集約番号」をA・Bさんに付番する。</p> <p>⑤都道府県より、11月異動分(Cさん)の障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報)と高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報を国保連合会に提出する(この時Cさんの世帯集約番号は一致している)。</p> <p>⑥国保連合会では、1月に高額計算を行い、A・B・Cさんにお知らせ等を市町村に提供する。(この世帯の場合、市町村で高額障害福祉サービス費と高額障害児<u>通所</u>給付費の申請受付を行うため)</p> <p><上記流れのイメージ図>中の情報名変更 「障害児施設受給者異動連絡票情報」を「障害児支援受給者移動連絡票情報」へ変更 「高額障害児施設給付費世帯等異動連絡票情報」を「高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報」へ変更</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
97	188 189	<p>ページ番号 188</p> <p>(4)お知らせ等の提供 世帯員に障害福祉サービスと障害児施設給付を受給している者がいる場合、高額のお知らせ等(詳細は「1.2 インタフェース一覧」を参照)は、市町村にまとめて提供する(この世帯の場合、市町村で高額障害福祉サービス費と高額障害児施設給付費の申請受付を行うため)。 なお、障害児施設給付のみを受給している世帯は、都道府県に提供する。</p> <p>「高額障害児施設給付費」</p> <p>「高額障害児施設給付費」</p>	2	188 189	<p>ページ番号 188</p> <p>(4)お知らせ等の提供 世帯員に障害福祉サービスと障害児入所支援を受給している者がいる場合、高額のお知らせ等(詳細は「1.2 インタフェース一覧」を参照)は、市町村にまとめて提供する(この世帯の場合、市町村で高額障害福祉サービス費と高額障害児入所給付費の申請受付を行うため)。 なお、障害児入所給付費のみを受給している世帯は、都道府県に提供する。</p> <p>帳票名、情報名を変更 「高額障害児給付費」</p> <p>ページ番号 189 情報名を変更 「高額障害児給付費」</p> <p><u><支給申請書等・支給(不支給)決定通知書等の提供について>の記載を追加</u></p>	2
98	190 193 201 204 212 215 223 226	<p>ページ番号 190、193、201、204、212、215、223、226</p> <p>「高額障害児施設給付費」</p>	8	190 193 201 204 212 215 223 226	<p>ページ番号 190、193、201、204、212、215、223、226</p> <p>ファイル構成図中の名称変更 「高額障害児給付費」</p>	8
99	191	<p>ページ番号 191</p> <p>(2) 高額障害児施設給付費都道府県等異動連絡票情報</p>	1	191	<p>ページ番号 191</p> <p>(2) 高額障害児給付費都道府県等異動連絡票情報</p>	1
100	192 203	<p>ページ番号 192、203</p> <p>※2 高額障害児施設給付費支給処理を委託した場合、必須。</p>	2	192 203	<p>ページ番号 192、203</p> <p>※2 高額障害児給付費支給処理を委託した場合、必須。</p>	2
101	199	<p>ページ番号 199</p> <p>(1) 高額障害児施設給付費世帯等訂正連絡票情報</p>	1	199	<p>ページ番号 199</p> <p>(1) 高額障害児給付費世帯等訂正連絡票情報</p>	1
102	202	<p>ページ番号 202</p> <p>高額障害児施設給付費都道府県等訂正連絡票情報</p>	1	202	<p>ページ番号 202</p> <p>(2) 高額障害児給付費都道府県等訂正連絡票情報</p>	1
103	205	<p>ページ番号 205</p> <p>(2) 地域生活支援事業所訂正連絡票情報(基本情報)</p>	1	205	<p>ページ番号 205</p> <p>(3) 地域生活支援事業所訂正連絡票情報(基本情報)</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
104	207	ページ番号 205 (3) 地域生活支援事業所訂正連絡票情報(サービス情報)	1	205	ページ番号 205 (4) 地域生活支援事業所訂正連絡票情報(サービス情報)	1
105	210	ページ番号 210 (1) 高額障害児施設給付費世帯等情報更新結果情報	1	210	ページ番号 210 (1) 高額障害児給付費世帯等情報更新結果情報	1
106	213	ページ番号 213 (2) 高額障害児施設給付費都道府県等情報更新結果情報	1	213	ページ番号 213 (2) 高額障害児給付費都道府県等情報更新結果情報	1
107	221	ページ番号 221 (1) 高額障害児施設給付費世帯等台帳情報	1	221	ページ番号 221 (1) 高額障害児給付費世帯等台帳情報	1
108	224	ページ番号 224 (2) 高額障害児施設給付費都道府県等台帳情報	1	224	ページ番号 224 (2) 高額障害児給付費都道府県等台帳情報	1
109	232 235 236 238 247 250 253 256 257 258	ページ番号 232、235、236、238、247、250、253、256、257、258 「高額障害児施設給付費」	10	232 235 236 238 247 250 253 256 257 258	ページ番号 232、235、236、238、247、250、253、256、257、258 情報名の変更 「高額障害児給付費」	10

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
110	233	<p>ページ番号 233</p> <p>2. 1. 1 高額障害児施設給付費情報受け渡し概要</p> <p>1. 都道府県等は、高額障害児施設給付費支払業務を国保連合会に委託している場合、高額障害児施設給付費世帯等異動連絡票情報を国保連合会に提出する。</p> <p>3. 都道府県等は、障害児施設給付費給付のお知らせ、高額障害児施設支給申請書を受給者に送付する。(※2)</p> <p>※1 国保連合会で以下の給付実績を保有していることが高額障害児施設給付費の正確な算定の前提条件となる。</p> <p>③障害児施設給付費の給付実績をすべて保有していること。</p> <p>※2 高額障害児施設給付費世帯等異動連絡票情報の「支給申請書出力の有無」が「1:出力無し」の場合は、対象者の高額障害児施設給付費給付のお知らせ、高額障害児施設給付費支給申請書が作成されない。</p>	1	233	<p>ページ番号 233</p> <p>2. 1. 1 高額障害児<u>入所</u>給付費情報受け渡し概要</p> <p>1. 都道府県等は、高額障害児<u>入所</u>給付費支払業務を国保連合会に委託している場合、高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報を国保連合会に提出する。</p> <p>3. 都道府県等は、<u>高額</u>障害児給付費給付のお知らせ、高額障害児給付費支給申請書を受給者に送付する。(※2)</p> <p>※1 国保連合会で以下の給付実績を保有していることが<u>高額障害児入所</u>給付費の正確な算定の前提条件となる。</p> <p>③障害児<u>通所</u>給付費、<u>障害児入所</u>給付費の給付実績をすべて保有していること。</p> <p>④を追加</p> <p>※2 高額障害児給付費世帯等異動連絡票情報の「支給申請書出力の有無」が「1:出力無し」の場合は、対象者の高額障害児給付費給付のお知らせ、高額障害児給付費支給申請書が作成されない。</p>	1
111	234	<p>ページ番号 234</p> <p>高額障害児施設給付費情報受け渡し概要図</p> <p>共同処理用受給者異動連絡票情報(高額障害児施設給付費支給処理情報)</p> <p>高額障害児施設費支給のお知らせ情報</p>	1	234	<p>ページ番号 234</p> <p>高額障害児<u>入所</u>給付費情報受け渡し概要図</p> <p>共同処理用受給者異動連絡票情報(高額障害児<u>通所</u>給付費支給処理情報)</p> <p>高額障害児<u>給付費給付</u>のお知らせ情報</p> <p>上記以外の情報名の変更 「高額障害児施設～」を「高額障害児給付費～」へ変更</p> <p>「障害児施設」を「障害児支援」へ変更</p> <p>給付実績情報に「補装具」を追加</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
112	235	ページ番号 235 高額障害児施設給付費情報受け渡し概要	1	235	ページ番号 235 高額障害児 <u>入所</u> 給付費情報受け渡し概要	1
113	236	ページ番号 236 高額障害児施設給付費情報受け渡し概要図 高額障害児施設給付費給付申請書	1	236	ページ番号 236 高額障害児 <u>通所</u> 給付費情報受け渡し概要図 高額障害児給付費 <u>支給</u> 申請書 高額障害児給付費支給(不支給)決定通知書情報を追加	1
114	237	ページ番号 237 1. 国保連合会は、高額障害児施設給付費支給処理で作成された支払データから、振込データを作成して、都道府県等に提供する。	1	237	ページ番号 237 1. 国保連合会は、高額障害児給付費支給処理で作成された支払データから、振込データを作成して、都道府県等に提供する。	1
115	238	ページ番号 238 振込データ	1	238	ページ番号 238 振込データ情報 国保連合会から都道府県への流れを「送付」から「提供」へ変更	1
116	239	ページ番号 239 1. 国保連合会は、高額障害児施設給付費支給処理で作成された支払データから、振込データ、指定金融機関別集計書、振込者一覧表(PDF)、障害児施設給付費等払込請求書(帳票)を作成する。 2. 国保連合会は、振込者一覧表、障害児施設給付費等払込請求書を都道府県等に提供する。 4. 都道府県等は、障害児施設給付費等払込請求書を利用し、国保連合会への振込を行う。 5. 国保連合会は、入金を確認して、振込データ、指定金融機関別集計書を金融機関に送付し、金融機関から振込結果を受け取り、振込不能者の登録を行う。	1	239	ページ番号 239 1. 国保連合会は、高額障害児給付費支給処理で作成された支払データから、振込データ情報、指定金融機関別集計書、振込者一覧表(PDF)、障害児給付費等払込請求書(帳票)を作成する。 2. 国保連合会は、振込者一覧表、障害児給付費等払込請求書を都道府県等に提供する。 4. 都道府県等は、障害児給付費等払込請求書を利用し、国保連合会への振込を行う。 5. 国保連合会は、入金を確認して、振込データ情報、指定金融機関別集計書を金融機関に提供し、金融機関から振込結果を受け取り、振込不能者の登録を行う。	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
117	240 242 270	ページ番号 240、242、270 「高額障害児施設給付費」 「障害児施設給付費」 「振込データ」	3	240 242 270	ページ番号 240、242、270 情報名の変更 「高額障害児給付費」 「障害児給付費」 「振込データ情報」 ページ番号 240、242 国保連合会から都道府県への流れを「送付」から「提供」へ変更	3
118	241	ページ番号 241 1. 国保連合会は、高額障害児施設給付費支給処理で作成された支払データから、振込データ、指定金融機関別集計書、振込者一覧表(PDF)、障害児施設給付費等払込請求書(帳票)を作成する。 2. 国保連合会は、振込者一覧表、障害児施設給付費等払込請求書を都道府県等に提供する。 4. 都道府県等は、障害児施設給付費等払込請求書を利用し、国保連合会への振込を行う。 5. 入金を確認して、振込データ、指定金融機関別集計書を金融機関に送付する。	1	241	ページ番号 241 1. 国保連合会は、高額障害児給付費支給処理で作成された支払データから、振込データ情報、指定金融機関別集計書、振込者一覧表(PDF)、障害児給付費等払込請求書(帳票)を作成する。 2. 国保連合会は、振込者一覧表、障害児給付費等払込請求書を都道府県等に提供する。 4. 都道府県等は、障害児給付費等払込請求書を利用し、国保連合会への振込を行う。 5. 入金を確認して、振込データ情報、指定金融機関別集計書を金融機関に送付する。	1
119	243 244	ページ番号 243、244 「高額障害児施設給付費」. 「障害児施設給付費」	2	243 244	ページ番号 243、244 インタフェース一覧中の情報名および内容の変更 「高額障害児給付費」 「障害児給付費」	2
120	243	ページ番号 243 2. 2. 2 高額障害児施設給付費情報(出力情報) 項番(4)の内容 高額障害児施設給付費給付対象となる受給者の一覧	1	243	ページ番号 243 2. 2. 2 高額障害児給付費情報(出力情報) 項番(4)の内容 高額障害児施設給付費給付対象となる受給者の一覧表	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
121	244	<p>ページ番号 244</p> <p>2. 2. 5 給付判定結果エラーリスト (出力情報)</p> <p>項番(1)の内容 高額障害児施設給付費給付判定結果のエラーリスト</p> <p>2. 2. 6 各種支払支援処理情報 (高額障害児施設給付費)(出力情報)</p>	1	244	<p>ページ番号 244</p> <p>2. 2. 5 給付判定結果エラーリスト (出力情報)</p> <p>項番(1)の内容 <u>高額障害児入所給付費の再計算 依頼があったものに対し、再計算後 の支給額に差異が発生した場合に 出力されるエラーリスト</u></p> <p>2. 2. 6 各種支払支援処理情報 (高額障害児給付費)(出力情報)</p>	1
122	245	<p>ページ番号 245</p> <p>2. 3. 1 高額障害児施設給付費情報 (入力情報)</p> <p>(1) 高額障害児施設給付費給付判定結果情報</p>	1	245	<p>ページ番号 245</p> <p>2. 3. 1 高額障害児給付費情報 (入力情報)</p> <p>(1) 高額障害児給付費給付判定結果情報</p>	1
123	246	<p>ページ番号 246</p> <p>※4 支給区分コードが“1”の場合に設定する。ただし、国保連合会にお知らせ等の出力有りを申し出ている場合(詳細は「インタフェース仕様書 都道府県編 Ⅲ. 市町村共同処理 1.3.1(1)※5 支給申請書の出力有無等の設定について」参照)で、既に高額障害児施設給付費給付判定結果情報にて口座情報を提出していれば、省略可能。</p>	1	246	<p>ページ番号 246</p> <p>※4 支給区分コードが“1”の場合に設定する。ただし、国保連合会にお知らせ等の出力有りを申し出ている場合(詳細は「インタフェース仕様書 都道府県編 Ⅲ. 市町村共同処理 1.3.1(1)※5 支給申請書の出力有無等の設定について」参照。)で、既に高額障害児給付費給付判定結果情報にて口座情報を提出していれば、省略可能。</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
124	248 249	<p>ページ番号 248 2.3.2 高額障害児施設給付費情報(出力情報)</p> <p>(1) 高額障害児施設給付のお知らせ情報</p> <p>項番12の項目名 障害児施設給付費自己負担額 項番12の内容 障害児施設給付費自己負担額の世帯合計額を出力する</p> <p>項番15の項目名 高額障害児施設給付費支給金額 項番15の内容 高額障害児施設給付費支給金額を出力する</p> <p>ページ番号 249 項番20の内容 高額障害児施設給付費給付対象者一覧表のNo.を出力する</p>	2	248 249	<p>ページ番号 248 2.3.2 高額障害児給付費情報(出力情報)</p> <p>(1) 高額障害児給付費給付のお知らせ情報</p> <p>項番12の項目名 障害児給付費自己負担額 項番12の内容 障害児給付費自己負担額の世帯合計額を出力する</p> <p>項番15 補装具費自己負担額を追加 項番15の項目追加に伴い、<u>既存項目の項番を変更。</u></p> <p>項番16の項目名 高額障害児給付費支給金額 項番16の内容 高額障害児入所給付費支給金額を出力する</p> <p>ページ番号 249 項番21の内容 高額障害児給付費給付対象者一覧表のNo.を出力する</p>	2
125	251 252	<p>ページ番号 251 (2) 高額障害児施設給付費支給(不支給)決定通知書情報</p> <p>項番18の項目名 高額障害児施設給付費支給金額 項番18の内容 高額障害児施設給付費支給金額を出力する</p> <p>ページ番号 252 項番32の内容 高額障害児施設給付費支給(不支給)決定者一覧表のNo.を出力する</p> <p>※1 市町村の場合は、市町村名(漢字)。都道府県の場合は県名(漢字)。</p>	2	251 252	<p>ページ番号 251 (2) 高額障害児給付費支給(不支給)決定通知書情報</p> <p>項番18の項目名 高額障害児給付費支給金額 項番18の内容 高額障害児入所給付費支給金額を出力する</p> <p>ページ番号 252 項番32の内容 高額障害児給付費支給(不支給)決定者一覧表のNo.を出力する</p> <p>※1 市町村の場合は、市町村名(漢字)。都道府県の場合は都道府県名(漢字)。</p>	2
126	254	<p>ページ番号 254 (3) 高額障害児施設給付費振込依頼書情報</p>	1	254	<p>ページ番号 254 (3) 高額障害児給付費振込依頼書情報</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
127	257	ページ番号 257 (4) 高額障害児施設給付費給付 対象者一覧 (8) 高額障害児施設給付費支給 (不支給)決定者一覧	1	257	ページ番号 257 (4) 高額障害児施設給付費給付 対象者一覧表 (8) 高額障害児施設給付費支給 (不支給)決定者一覧表	1
128	262	ページ番号 262 (2) 障害児施設給付費等払込請 求書	1	262	ページ番号 262 (2) 障害児給付費等払込請求書	1
129	263	ページ番号 263 1. 都道府県等は、障害児施設給付 費都道府県等保有給付実績情報を作 成し、国保連合会に送付する。 (※1) 2. 国保連合会は、障害児施設給付 費都道府県等保有給付実績情報を受 付け、内容チェックを行う。エラー があれば都道府県等に取込エラーリ スト、給付実績情報チェックエラー リストを提供し、再提出を依頼する。 4. 国保連合会は、障害児施設給付 費都道府県等保有給付実績情報の 更新(修正、取消)を行い、更新結 果情報を都道府県等に提供する。	1	263	ページ番号 263 1. 都道府県等は、障害児給付費 都道府県等保有給付実績情報を作 成し、国保連合会に提出する。(※ 1) 2. 国保連合会は、障害児給付費 都道府県等保有給付実績情報を受 付け、内容チェックを行う。エラーが あれば都道府県等に取込エラーリ スト、給付実績情報チェックエラーリ ストを提供し、再提出を依頼する。 4. 国保連合会は、障害児給付費 都道府県等保有給付実績情報の 更新(修正、取消)を行い、更新結 果情報を都道府県等に提供する。	1
130	264	ページ番号 264 「障害児施設給付費」	1	264	ページ番号 264 情報名の変更 「障害児給付費」 国保連合会から都道府県への流れ を「送付」から「提供」へ変更	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
131	265	<p>ページ番号 265 高額障害児施設給付費の訂正(支払情報を再度作成する場合)</p> <p>1. 都道府県等は、障害児施設給付費都道府県等保有給付実績情報を作成し、国保連合会に送付する。(※1)</p> <p>2. 国保連合会は、障害児施設給付費都道府県等保有給付実績情報を受け、内容チェックを行う。エラーがあれば都道府県等に取り込エラーリスト、給付実績情報チェックエラーリストを提供し、再提出を依頼する。</p> <p>4. 国保連合会は、障害児施設給付費都道府県等保有給付実績情報の更新(取消)を行い、給付実績更新結果情報を都道府県等に提供する。</p> <p>5. 都道府県等は、給付実績更新結果情報を受理し、訂正分の高額障害児施設給付費給付判定結果情報を作成し、国保連合会に送付する。</p> <p>6. 以降の処理は、市町村事務共同処理の高額障害児施設給付費支払業務の流れとなる。</p>	1	265	<p>ページ番号 265 高額障害児給付費の訂正(支払情報を再度作成する場合)</p> <p>1. 都道府県等は、障害児給付費都道府県等保有給付実績情報を作成し、国保連合会に提出する。(※1)</p> <p>2. 国保連合会は、障害児給付費都道府県等保有給付実績情報を受け、内容チェックを行う。エラーがあれば都道府県等に取り込エラーリスト、給付実績情報チェックエラーリストを提供し、再提出を依頼する。</p> <p>4. 国保連合会は、障害児給付費都道府県等保有給付実績情報の更新(取消)を行い、給付実績更新結果情報を都道府県等に提供する。</p> <p>5. 都道府県等は、給付実績更新結果情報を受理し、訂正分の高額障害児給付費給付判定結果情報を作成し、国保連合会に提出する。</p> <p>6. 以降の処理は、市町村事務共同処理の高額障害児給付費支払業務の流れとなる。</p>	1
132	266	<p>ページ番号 266 高額障害児施設給付費の訂正</p> <p>「高額障害児施設給付費」</p> <p>「障害児施設給付費」</p>	1	266	<p>ページ番号 266 高額障害児給付費の訂正</p> <p>名称の変更 「高額障害児給付費」</p> <p>「障害児給付費」へ変更</p> <p>国保連合会から都道府県への流れを「送付」から「提供」へ変更</p> <p>都道府県から国保連合会への流れを「送付」から「提出」へ変更</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
133	267	<p>ページ番号 267 償還払い分または高額障害児施設給付費の訂正</p> <p>ページ番号 267、268 1. 都道府県等は、障害児施設給付費都道府県等保有給付実績情報を作成し、国保連合会に送付する。(※1)</p> <p>2. 国保連合会は、障害児施設給付費都道府県等保有給付実績情報を受付け、内容チェックを行う。エラーがあれば都道府県等に取込エラーリスト、給付実績情報チェックエラーリストを提供し、再提出を依頼する。</p> <p>4. 国保連合会は、障害児施設給付費都道府県等保有給付実績情報の更新(修正)を行い、給付実績更新結果情報を都道府県等に提供する。</p>	1	267	<p>ページ番号 267 償還払い分または高額障害児給付費の訂正</p> <p>ページ番号 267、268 1. 都道府県等は、障害児給付費都道府県等保有給付実績情報を作成し、国保連合会に提出する。(※1)</p> <p>2. 国保連合会は、障害児給付費都道府県等保有給付実績情報を受付け、内容チェックを行う。エラーがあれば都道府県等に取込エラーリスト、給付実績情報チェックエラーリストを提供し、再提出を依頼する。</p> <p>4. 国保連合会は、障害児給付費都道府県等保有給付実績情報の更新(修正)を行い、給付実績更新結果情報を都道府県等に提供する。</p>	1
134	268	<p>ページ番号 268 償還払い分または高額障害児施設給付費の訂正</p> <p>「障害児施設給付費」</p>	1	268	<p>ページ番号 268 償還払い分または高額障害児給付費の訂正</p> <p>名称の変更 「障害児給付費」</p> <p>国保連合会から都道府県への流れを「送付」から「提供」へ変更</p>	1
135	269	<p>ページ番号 269 3. 高額障害児施設給付費の給付実績を登録する。(市町村事務共同処理)</p> <p>4. 障害児施設給付費国保連合会保有給付実績情報を作成し、都道府県等に送付する。</p> <p>5. 都道府県等は、障害児施設給付費国保連合会保有給付実績情報を受理する。</p>	1	269	<p>ページ番号 269 3. 高額障害児給付費の給付実績を登録する。(市町村事務共同処理)</p> <p>4. 障害児給付費国保連合会保有給付実績情報を作成し、都道府県等に提供送付する。</p> <p>5. 都道府県等は、障害児給付費国保連合会保有給付実績情報を受理する。</p>	1
136	270	<p>ページ番号 270</p> <p>「高額障害児施設給付費」</p> <p>「障害児施設給付費」</p>	1	270	<p>ページ番号 270</p> <p>名称の変更 「高額障害児給付費」</p> <p>「障害児給付費」へ変更</p> <p>国保連合会から都道府県への流れを「送付」から「提供」へ変更</p>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
137	271	ページ番号 271 「障害児施設給付費」 「障害児施設給付」	1	271	ページ番号 271 インターフェース一覧中の情報名および内容の変更 「障害児給付費」 「障害児給付」	1
138	272	ページ番号 272 「高額障害児施設給付費」	1	272	ページ番号 272 情報名の追加 ・ <u>障害児通所給付費・入所給付費等明細書情報(基本情報レコード)</u> ・ <u>障害児通所給付費・入所給付費等明細書情報(日数情報レコード)</u> ・ <u>障害児通所給付費・入所給付費等明細書情報(明細情報レコード)</u> ・ <u>障害児通所給付費・入所給付費等明細書情報(集計情報レコード)</u> 情報名の変更 「高額障害児給付費」	1
139	273	ページ番号 273 障害児施設給付 項番2の情報名 高額障害児施設給付費情報	1	273	ページ番号 273 障害児支援 入力識別番号K122の記載を追加 <入力識別番号一覧> 項番2を項番3へ変更 項番2として入力識別番号K122の記載を追加 項番1の情報名に「※サービス提供年月が平成24年3月まで使用」を追加 項番3の情報名 高額障害児給付費情報	1
140	274	ページ番号 274 項番12の項目名 施設給付決定保護者氏名カナ 項番12の内容 施設給付決定保護者氏名カナ 項番13の項目名 施設給付決定に係る障害児氏名カナ 項番13の内容 施設給付決定に係る障害児氏名カナ	1	274	ページ番号 274 項番12の項目名 <u>給付決定保護者氏名カナ</u> 項番12の内容 <u>給付決定保護者カナ氏名</u> 項番13の項目名 <u>給付決定に係る障害児氏名カナ</u> 項番13の内容 <u>給付決定に係る障害児カナ氏名</u>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
141	275	ページ番号 275 項番26の内容 利用者負担上限月額と給付率に基づき利用者負担額のうち少ないほうを設定する 項番33の項目名 「高額障害福祉サービス費」	1	275	ページ番号 275 項番26の内容 上限月額調整(①②の内少ない数)の合計を設定する 項番33の項目名 「高額障害児通所給付費」	1
142	276 277 278 280	ページ番号 276、277、278、280 ※2 「1. 3. 1(2)入力識別番号一覧」参照。	4	276 277 278	ページ番号 276、277、278、280 ※2 「 <u>インタフェース仕様書 都道府県編 IV. 給付実績交換処理 1. 3. 1(2)入力識別番号一覧</u> 」参照。	4
143	279	ページ番号 279 項番14の内容 給付率を設定する 項番16の項目名 給付率に基づく請求額 項番16の内容 総費用額×給付率/100 項番17の項目名 給付率に基づく利用者負担額② 項番17の内容 総費用額－給付率に基づく請求額 項番18の内容 利用者負担上限月額と給付率に基づき利用者負担額のうち少ないほうを設定する	1	279	ページ番号 279 項番14の内容 0を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前:給付率を設定する) 項番16の項目名 1割相当額(サービス提供年月が平成24年3月以前:給付率に基づく請求額) 項番16の内容 総費用額の1割に相当する額を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前:総費用額×給付率/100) 項番17の項目名 利用者負担額②(サービス提供年月が平成24年3月以前:給付率に基づく利用者負担額②) 項番17の内容 1割相当額を設定する(サービス提供年月が平成24年3月以前:総費用額－給付率に基づく請求額) 項番18の内容 利用者負担上限月額と利用者負担額②のうち少ないほうを設定する	1
144	280	ページ番号 280 項番25の項目名 「高額障害福祉サービス費」	1	280	ページ番号 280 項番25の項目名 「高額障害児通所給付費」	1
145	281	ページ番号 281 項番13の内容 高額障害児施設給付費給付判定結果情報のコントロールレコードの処理対象年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	1	281	ページ番号 281 項番13の内容 高額障害児施設給付費給付判定結果情報のコントロールレコードの処理対象年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
146	283	ページ番号 283 「障害児施設給付費」 「高額障害児施設給付費」	1	283	ページ番号 283 名称の変更 「障害児給付費」 「高額障害児給付費」	1
147	284 285	ページ番号 284、285 「障害児施設給付費」 「障害児施設給付」 「高額障害児施設給付費」 「高額障害児施設給付費支給処理」	2	284 285	ページ番号 284、285 名称の変更 「障害児給付費」 「障害児入所支援」 「高額障害児入所給付費」 「高額障害児給付費支給処理」	2